

天理市告示第125号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年5月9日

天理市長 並河 健

1 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

| 種類及び名称 | 都市計画を変更する土地の区域 |
|-------------------------|-----------------|
| 大和都市計画地区計画 櫟本南地区地区計画 | 天理市櫟本町及び石上町の各一部 |

2 縦覧場所

天理市建設部都市整備課